

二〇一一年
九月
議会

和歌山市九月定例議会では私は九月十六日、一般質問にたちました。山口地区・滝畑に産廃事業者が産業廃棄物埋立最終処分場を計画している「事前計画書」に対して和歌山市、和歌山県、大阪府及び阪南市が提出した「意見書回答」の内容を質しました。また和歌山市の産業廃棄物に対する対応を質しました。

水利権者の同意は事業者の責任

事業者の提出した産廃埋立最終処分場「事前計画書」は、滝畑地区の農家（農地面積・九・二四畝、農家数十三戸）が水利権を持つ市所有「南谷池」を埋め立て、産廃処分場とし、代替池として「調整池」を設置する、としています。

私は「市が所有する南谷池の埋立等には、市が事前に水利権を持つ農家の同意を得ることが必要ではないか」と質しました。

まちづくり局長は『「南谷池」は市所有財産であるが、水利権者の同意は和歌山市ではなく、開発事業者が求めるもの』と答弁しました。

また「市管理の南谷池に係わる里道・水路の改廃については受益者の同意が必要ではないか」と質しました。

建設局長は「公有財産である里道・水路の売り払いの同意については、隣接する土地所有者や自治会等、近隣住民の同意を得よう事業者を指導する」と答弁しました。

「調整池」は農業用水の代替池にはならない

私は「事業計画では『南谷池』を埋め立て、代替池として『調整池』を作る、としているが、調整池は農業用水のためではなく、埋立地からの排水調整のためのものではないか」と質しました。

建設局長は「建設予定地の下流には市管理河川・滝畑川があり、調整池は処分場から出る排水の流量調整を行い、流下能力を超えないことのないようにするもの」と答弁をしました。

また私は「市内の交通量が増えることとなる。近隣住民、自治会等への同意を求めるべきではないか」と質しました。

市民環境局長は「一日当たりの搬入量、搬入車両台数等是不明で、今後住民説明会で公表することにより、近傍自治会に理解を得よう事業者を指導する」と答弁しました。



産廃処分場としてに埋立計画のある「南谷池」



日本共産党市議会議員 渡辺忠広

渡辺忠広 無料生活相談所

毎週・火曜日 十四時三〇分、十九時三〇分
和歌山市土入二四一一五
電話 〇七三ー四八〇ー五四七七
顧問には弁護士、司法書士、会計士、社会保険
労務士の方にお願ひしています。

日本共産党和歌山市議会議員

渡辺忠広ニュース

2011年 9月 No. 29

自宅 和歌山市木ノ本71-54

電話 073-452-5732

Mail watanabe@naxnet.or.jp

市議団・電話 073-435-1113

自治会などから市長に 要望書が提出される

産廃処理場設置反対

6月末、山口地区連合自治会及び滝畑自治会は連名で大橋建一和歌山市長に産廃施設設置絶対反対の「要望書」が提出されています。主な内容は次の通りです。

「処理場にかかる山林の伐採は自然環境に大きく影響し、その環境破壊が及ぼす動物・植物に対する影響もさることながら、自然の保水能力を失い鉄砲水や土石流による洪水・土砂災害を引きおこします。（中略）

更には、廃棄物による悪臭は勿論、産業廃棄物特有の物質の流出等のおそれもあります。（中略）川や農業用水用の溜め池が汚染され、清らかな水で育ったコメとして隠れたブランド米の評価も失うことにつながるでしょう。住民にとっては生活基盤が奪われる思いです。（中略）

私たちは絶対反対です」と要望されています。

また同趣旨の「要望書」は全ての和歌山市議員団へも届けられています。

一〇〇〇ミリ㌘である。『展開検査』は目で確認される。搬入された数トンもの廃棄物のなかで、わずか〇・〇〇五ミリ㌘以下の水銀及びその化合物量の確認などできるはずもない」と、施設設置による環境破壊は避けられないことを指摘しました。

「産廃処分場建設」による環境破壊は避けられない

国は「水銀、石綿等の廃棄物混入を容認」

事業者の事前計画書によれば、埋立は「安定型産廃埋立最終処分場」です。「安定型」とは「環境負荷を及ぼさない」として法律でコンクリート、アスファルト、ガラス・陶器、金属クズ、ゴムの五品目とされています。

ところが環境省は告示七八号、一〇五号で、特定産業廃棄物として指定されている石綿を含む一般廃棄物、産業廃棄物の一部混入を許可しています。また水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン等八種類の重金属とその化合物の混入埋め立てを一部認めています。

私は「事業主が指定五品目を守ることは当然だが、石綿、水銀及びその化合物等の混入についても埋立処分は認められている。産廃埋立処分場建設による環境汚染は避けられないと思うがどうか」と質しました。

市民環境局長は「環境省告示は指摘の通り。搬入時の検査では、指定廃棄物以外の混入を防止するには限界がある。環境汚染の危険性を把握するためには、事業者に対して分別指導を強化するとともに、事業者が行う水質検査以外に行政による水質検査も必要と考えている」と答弁しました。

私は「埋立処分場による排水の調査では、既に環境汚染物質が混入した跡で判るものであり、それでは環境は守れない」と指摘し、「安定型産廃埋立処分場」建設の許可をしないことを要請しました。

目視による「展開検査」では環境は守れない

産廃埋立処分をする前に、指定品目以外の廃棄物の混入防止策として法律で事業者は搬入された廃棄物を広げ、目視による「展開検査」が義務づけられています。

しかし、例えば水銀及びその化合物の混入量の規制量は「〇・〇〇〇五ミリ㌘以下」と制限されています。私は体温計を示し「市販されている水銀体温計の金属水銀量は一㌘



事業中止命令で野ざらしとなっている安定型産廃処分場（紀の川市）